【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月29日
【会社名】	株式会社ヤマダ電機
【英訳名】	YAMADA DENKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　一宮 忠男
【本店の所在の場所】	群馬県高崎市栄町１番１号
【電話番号】	027（345）8181（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管財本部経理室長　坂入 義弘
【最寄りの連絡場所】	群馬県高崎市栄町１番１号
【電話番号】	027（345）8181（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管財本部経理室長　坂入 義弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成24年６月28日に開催された当社第35回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会開催年月日

平成24年６月28日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

当社普通配当１株につき金76円 総額7,159,973,452円

第２号議案 定款一部変更の件

第３号議案 取締役17名選任の件

取締役に、山田昇、一宮忠男、飯塚裕恭、唐澤銀司、五十嵐誠、栗原正明、岡本潤、桑野光正、樋口春彦、小林辰夫、佐俣信一、福井章、高橋千明、松田佳紀、山田重彰、古谷野賢一、山田傑を選任するものであります。

第４号議案 監査役１名選任の件

監査役に、板倉晴彦を選任するものであります。

第５号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

第６号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

（注） 平成24年６月28日開催の当社取締役会に基づき、第６号議案「退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件」は撤回いたしました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	賛成率（%）	決議の結果
第１号議案 剰余金処分の件	6,681,554	546,957	4,316	（注）１	92.38	可決
第２号議案 定款一部変更の件	7,226,087	3,199	3,587	（注）２	99.91	可決
第３号議案 取締役17名選任の件				（注）３		
山田 昇	6,757,199	467,841	7,785		93.42	可決
一宮 忠男	6,666,130	558,908	7,785		92.16	可決
飯塚 裕恭	6,578,042	646,997	7,785		90.95	可決
唐澤 銀司	6,578,012	647,027	7,785		90.95	可決
五十嵐 誠	6,578,028	647,011	7,785		90.95	可決
栗原 正明	6,578,008	647,031	7,785		90.95	可決
岡本 潤	6,577,993	647,046	7,785		90.95	可決
桑野 光正	6,577,980	634,706	20,138		90.95	可決
樋口 春彦	6,577,970	647,069	7,785		90.95	可決
小林 辰夫	6,577,946	647,093	7,785		90.95	可決
佐俣 信一	6,577,950	647,089	7,785		90.95	可決
福井 章	6,577,988	647,051	7,785		90.95	可決
高橋 千明	6,514,924	710,115	7,785		90.07	可決
松田 佳紀	6,514,719	710,320	7,785		90.07	可決
山田 重彰	6,514,738	710,301	7,785		90.07	可決
古谷野 賢一	6,514,723	710,316	7,785		90.07	可決
山田 傑	6,514,571	710,468	7,785		90.07	可決
第４号議案 監査役１名選任の件				（注）３		
板倉 晴彦	6,735,488	493,791	3,587		93.12	可決
第５号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	4,768,792	1,999,271	464,802	（注）１	65.93	可決
第６号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件	―	―	―	（注）４	―	撤回

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
４．議案の上程を撤回したため、議決権数は集計しておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。